

江別市自治基本条例検討委員会

提 言 書

平成25年3月27日

江別市自治基本条例検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	2
	(1) 条例の見直しについて	2
	(2) 条例の認知度アップ	2
	(3) 市民参加・市民協働等の仕組みの整備	3
3	検討方法	4
	(1) 自治基本条例検討委員会の設置	4
	(2) 自治基本条例に関するモニターの試行	5

1 はじめに

江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める条例として、平成21年7月1日に施行されました。

江別市では、この条例の基本理念や基本原則の実現に向け、様々な取り組み、仕組み等の整備が進められてきましたが、「自治体の憲法」と言われる自治基本条例でありながら、市民への条例の浸透度が低いなど課題も多く見受けられます。

施行から4年目を迎えた平成24年8月、条例第29条に基づき、学識経験者、有識者、公募市民の8名で構成する「江別市自治基本条例検討委員会」が設置され、この条例が所期の目的を達成しているかどうかの検討を開始しました。

検討にあたっては、江別市が実施した市民モニターのアンケート結果や多くの市民の方からいただいたご意見を踏まえ、現状と課題そしてそれへの対応について協議を重ね、提言書としてまとめました。

この提言書が、江別市における市民自治の推進に役立てられることを期待するとともに、いただいた多くの貴重なご意見が、条例の基本理念や基本原則の実現に向けた行政運営の一助となるよう期待します。

平成25年3月

江別市自治基本条例検討委員会

委員長 石黒 匡人

副委員長 山元 規子

委員 粕谷 堅一郎 齊藤 徹 高橋 望

田口 千鶴子 東宮 淳二 山本 宏

2 検討結果

(1) 条例の見直しについて

江別市自治基本条例は、市民の手により長い年月をかけて議論を重ねた上で作り上げられ、本市の最高規範として位置付けられています。

当委員会では、この条例が所期の目的を達成しているかどうかを、条例の妥当性と今後の方向性という視点から、関連する条例・制度等の運用状況について検討を行いました。

検討の結果、

条例の条文については、まちづくりのルールとして適切に表現されており、現在のところは特に変更、修正の必要はない という結論に至りました。

しかし、この条例をより良いものとするために、運用等の改善や充実等について、次のとおり提言いたします。

(2) 条例の認知度アップ

江別市は平成24年5月に市民5,000名を対象に「自治基本条例アンケート」を実施しましたが、そこで回答をいただいた1,515名においても条例の認知度は約4割にとどまっております。施行から現在まで、リーフレットの配布や講演会の開催等、条例の啓発に努めてはいますが、市民からはまだ遠い存在であり、十分には理解されていない状況にあります。

これは、この条例が直接、個人の権利や自由を左右するものでないこと、条例の先にある具体的な活動が見えないことなどが要因と考えられます。

そこで、①条例を市民がよりよく理解できるように、現在の解説をわかりやすいものに作り直したり、新たにQ&Aを作成する。②条例を身近に感じることができるよう、条例の趣旨に沿った取り組みの具体例を紹介する。など、こうした新しい情報を発信することによって、多くの市民の目に触れるよう努める必要があると考えます。

また、あらためて、職員も「市民」であることを認識するとともに、条例第12条に基づき、条例の理解を深め職務にあたる必要があると考えます。職員全体へのさらなる浸透に努め、すべての活動が条例の趣旨に基づき適切に行われていくことを望みます。

【解説の見直しについて】

市民へのアピールが不足しているため、具体的には次のような解説の見直しが必要だと考えます。

- ・市民が身近に感じられるように、イラストなどを用いて読み手にとって、見やすくなる工夫をするなど、よりわかりやすい具体的な解説について検討すること。
- ・議会基本条例が策定された後は、関わりがわかるように解説で紹介すること。

(3) 市民参加・市民協働等の仕組みの整備

①市民参加・市民協働について（第24条・第25条関係）

地域のまちづくりの中心的役割を担っている自治会や市民活動団体など、市のみならず、事業者や市民も協力して、市民参加によるまちづくりを推進していくことが望まれます。

また、市民参加・市民協働をさらに推進していくためには、参加の手段についての情報、あるいはすでに実施されている活動についての情報が不足しています。

条例運用の現状を把握し情報を一元的に管理する体制づくりや、よりわかりやすい情報をより多くの市民へ提供し発信する方法等、常に市民ニーズに適合するより良い方法を工夫することが求められています。特に、市民参加の年間スケジュールなどの作成や解説、Q&Aなどで具体的な手段を伝えることが必要であると考えます。

こうした具体的で参加しやすい仕組みの整備や協働のまちづくりを進めるための仕組みの整備を進めることにより、市民がまちづくりに参加する気運が促進されるものと考えます。

その結果を市民参加・市民協働に関する条例の制定につなげていく必要があります。

②市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第28条関係）

行政評価外部評価委員会や新総合計画策定のためのえべつ未来会議への市民参加、市民モニターの試行など、市民によるまちづくりに関する評価は様々な方法で行われております。

常に、より適切で有効な評価ができる仕組みを工夫し検討していく必要があると考えます。

3 検討方法

平成24年8月に自治基本条例検討委員会を設置し、7回にわたり協議を重ねてきました。

検討にあたり、市の取り組み状況や市民参加の新たなツールとして試行的に実施された自治基本条例モニターへのアンケートによる市民意見を踏まえながら、各条項に対する課題を整理し、条例の妥当性や方向性について検討しました。

(1) 自治基本条例検討委員会の設置

学識者、有識者、公募市民の8名により構成。

①委員会開催状況

- ・ 第1回 平成24年 8月28日
 - ・ 委嘱状の交付
 - ・ 委員長、副委員長の選出
 - ・ 委員会の進め方について 等
- ・ 第2回 平成24年 9月28日
 - ・ 各条項の評価・課題について
(第1章、第7章)
- ・ 第3回 平成24年10月24日
 - ・ 各条項の評価・課題について
(第2章、第3章、第4章)
- ・ 第4回 平成24年11月14日
 - ・ 各条項の評価・課題について
(第5章、第6章)
- ・ 第5回 平成25年 1月23日
 - ・ 各条項の評価・課題について
(前文、第8章、第9章、第10章、第11章)
- ・ 第6回 平成25年 2月27日
 - ・ これまでの検討結果及び方向性の確認について
 - ・ 提言書の概要について
- ・ 第7回 平成25年 3月13日
 - ・ 提言書(案)について

②委員名簿（任期：平成24年8月28日～平成25年3月31日）

職	氏名	職業等
委員長	石黒 匡人	小樽商科大学商学部教授
副委員長	山元 規子	特定非営利活動法人 Z(i)G在宅支援技術者連絡協議会理事
	粕谷 堅一郎	江別市自治会連絡協議会副会長
	齊藤 徹	北翔大学短期大学部学長
	高橋 望	公募市民
	田口 千鶴子	公募市民
	東宮 淳二	公募市民
	山本 宏	公募市民

※委員長、副委員長以下は50音順

（2）自治基本条例に関するモニターの試行

江別市は、自治基本条例に関する課題等について、迅速かつ効率的に把握し、検証作業の参考とするため「自治基本条例に関するモニター」を募集し、アンケートを実施しております。

検討委員会では、アンケートでいただいたご意見を踏まえ、検討作業を行いました。
【アンケート経過（資料を参照ください）】

●自治基本条例アンケート

実施期間：平成24年5月8日～平成24年6月7日

対象：無作為抽出した市民5,000名 回答者：1,515名 回答率：30.3%

内容：意識調査及びモニター登録募集

●第1回モニターアンケート

実施期間：平成24年10月5日～平成24年10月19日

対象：モニター220名 回答者：104名 回答率：47.27%

内容：第7章「市民参加・協働の推進」について

●第2回モニターアンケート

実施期間：平成24年11月12日～平成24年11月26日

対象：モニター220名 回答者：112名 回答率：50.91%

内容：第6章「情報共有の推進」、第7章「市民参加・協働の推進」について

●第3回モニターアンケート

実施期間：平成25年2月4日～平成25年2月18日

対象：モニター220名 回答者：103名 回答率：46.82%

内容：モニター制度について